

I 男女平等の意識について

- 問1 あなたは、次のような分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。
 ①～⑥のそれぞれについて、右欄の1～6の中からあなたの考えに最も近い番号を
1つずつお選びください。

選択項目 分野	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
① 家庭の中で	1	2	3	4	5	6
② 学校教育の中で	1	2	3	4	5	6
③ 職場の中で	1	2	3	4	5	6
④ 地域社会の中で	1	2	3	4	5	6
⑤ 法律や制度で	1	2	3	4	5	6
⑥ 社会通念、慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6

- 問2 あなたは、今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、何が最も重要だと思いますか。
 次の1～7の中から1つだけお選びください。

- 1 法令や制度の上での見直しを行い、女性に対する差別的取扱いにつながるものを改めること
- 2 女性を取り巻く様々な偏見，固定的な社会通念，慣習・しきたりを改めること
- 3 女性自身が経済力をつけたり，知識・技術を習得するなど，積極的に資質や能力の向上を図ること
- 4 女性の就業，社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること
- 6 その他（具体的に： _____ ）
- 7 わからない

II 女性の参画について

問3 あなたは、次にあげるような職業や役職において、今後女性がもっと増える方がよいと思うのはどれですか。

次の1～12の中からいくつでもお選びください。

- 1 都道府県，市町村の首長
- 2 国会議員，都道府県議会議員，市町村議会議員
- 3 国家公務員・地方公務員の管理職
- 4 学校の管理職
- 5 企業の管理職
- 6 起業家・経営者
- 7 団体（農協，漁協など）の役員
- 8 農業委員
- 9 自治会長，町内会長等
- 10 特にない
- 11 その他（具体的に： _____)
- 12 わからない

問4 「政治や行政，職場などにおいて，企画立案や方針決定の場に男性に比べて女性の参画がまだまだ少ない」と言われていますが，あなたは，その原因は何だと思えますか。

次の1～8の中からいくつでもお選びください。

- 1 家庭，職場，地域で，性別による役割分担や性差別の意識が強いため
- 2 男性優位の組織運営がなされているため
- 3 家庭生活との両立が困難であるため
- 4 女性の能力向上を図るための機会が不十分であるため
- 5 女性の参画への支援が少ないため
- 6 女性の積極性が不十分であるため
- 7 その他（具体的に： _____)
- 8 わからない

III 家庭生活について

【現在結婚している方にお尋ねします。それ以外の方は問6へお進みください。】

問5 あなたの家庭では，現在，次のような事柄を主に誰が行っていますか。

①～④のそれぞれについて，右欄の1～5の中からあてはまる番号を1つずつお選びください。（育児と介護・看護については，現在該当しなくても，過去の経験があればそれをもとにお選びください。該当しない場合は，「5」をお選びください。）

項目	選択項目	夫	妻	夫と妻 が分担	その他 の人	該当 しない
① 家事		1	2	3	4	5
② 育児		1	2	3	4	5
③ 介護・看護		1	2	3	4	5
④ 自治会，町内会，公民館など地域 活動への参加		1	2	3	4	5

【全員にお尋ねします。】

問6 あなたは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、どのようにお考えですか。
次の1～4の中からあなたの考えに最も近い番号を1つだけお選びください。

- 1 賛成
- 2 どちらかといえば賛成
- 3 どちらかといえば反対
- 4 反対

IV 就業について

問7 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。
次の1～6の中からあなたの考えに最も近い番号を1つだけお選びください。

- 1 女性は職業をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 4 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 5 子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 6 その他（具体的に：)

問8-1 あなたのご職業を次の1～11の中から1つだけお選びください。

- | | | |
|-------|---|------------------------------|
| 自営業主 | (| 1 農林漁業 |
| | | 2 商工サービス業 |
| | | 3 その他の自営業 |
| 家族従事者 | (| 4 農林漁業 |
| | | 5 商工サービス業 |
| | | 6 その他の家族従事者 |
| 雇用者 | (| 7 常勤の勤め（社員，職員等） |
| | | 8 非常勤の勤め（パート，アルバイト，臨時職員，嘱託等） |
| 無職 | (| 9 主婦・主夫 |
| | | 10 学生 |
| | | 11 その他の無職 |

【問8-1で無職「9」～「11」と答えた方へお尋ねします。】

問8-2 あなたはどのような形で働きたいですか。
次の1～9の中から1つだけお選びください。

- 1 常勤（フルタイム）
- 2 常勤（短時間勤務，フレックスタイム制）
- 3 パートタイム，アルバイト，嘱託
- 4 契約社員，派遣社員
- 5 在宅勤務
- 6 事業経営
- 7 家業に従事
- 8 働くつもりはない（働くことができない場合を含む）
- 9 その他（具体的に：)

【現在、勤めにより働いている方（問 8-1 で雇用者「7」又は「8」と答えた方）にお尋ねします。】

問 9 あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか。
次の 1～12 の中からいくつでもお選びください。

- 1 募集・採用の機会に格差がある
- 2 賃金に格差がある
- 3 女性に補助的な業務や雑用（お茶汲み等）に従事させる傾向がある
- 4 昇進、昇格に格差がある
- 5 管理職への登用に差がある
- 6 結婚や出産時に退職する慣例や雰囲気がある
- 7 中高年女性には退職を促すような雰囲気がある
- 8 社内研修や教育訓練・出張や視察などの機会に差がある
- 9 育児休業や介護休業の取り易さに差がある
- 10 同じ職場で夫と妻が共に働いている場合、どちらかが働き続けにくい雰囲気がある
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に性別により処遇が異なっていることはない

V 仕事と家庭・地域への取組について

問10-1 あなたは、現在、次のような地域における活動に参加していますか。
次の 1～11 の中からいくつでもお選びください。

- 1 自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動
- 2 婦人（女性）会、老人クラブ、青年団などの団体活動
- 3 子ども会、PTA、スポーツ少年団などの子どもの活動に関わる団体活動
- 4 消費者運動、環境保護運動などの住民活動
- 5 民生委員・児童委員、体育指導委員などの公的な委員活動
- 6 子育て支援や高齢者介護、障害者福祉などを目的としたグループ活動
- 7 NPO法人などの非営利活動
- 8 特定の団体やグループに属さず、個人として地域に貢献する活動
- 9 スポーツや趣味、文化振興などに関わるサークル活動
- 10 その他（具体的に： _____）
- 11 特に何もしていない（理由： _____）

【問 10-1 で「1」～「10」を選んだ方にお尋ねします。それ以外の方は、問 11-1 へお進みください。】

問10-2 あなたが地域における活動に参加するなかで感じている、活動のやりがいや苦勞していることなどがありましたら教えてください。

【全員にお尋ねします。】

問11-1 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度について、あなたはどのようにお考えですか。
まず、次の1～8の中から、あなたの現実（現状）に最も近い番号を1つだけお選びください。

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 8 わからない

問11-2 それでは、あなたの希望はどれに当てはまりますか。
次の1～8の中から1つだけお選びください。

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 8 わからない

問12 あなたは、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の1～14の中から3つ以内でお選びください。

- 1 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
- 2 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
- 3 夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかること
- 4 年配者や周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 5 社会の中で男性による家事、子育て、介護、地域活動についてもその評価を高めること
- 6 家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をすること
- 7 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 8 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行うこと
- 9 研修等により、男性の家事、子育て、介護等の技能を高めること
- 10 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間（ネットワーク）づくりを進めること
- 11 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設けること
- 12 その他（具体的に： _____）
- 13 特に必要なことはない
- 14 わからない

VI 男女の人権について

【これまでに結婚したことがある方に、お尋ねします。】

問13 あなたはこれまでに、あなたの配偶者から次のようなことをされたことがありますか。ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含まれます。

次の①～③のそれぞれについて、右欄の1～3の中からあてはまる番号を1つずつお選びください。

行 為	選択項目	1, 2 度 あった	何度も あった	まったく ない
①	なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
②	人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
③	いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3

【全員にお尋ねします。】

問14-1 あなたは、10歳代から20歳代において、交際相手がいまして（います）か。

- 1 はい →問 14-2 にお進みください
2 いいえ →問 15-1 以降にお進みください

【問 14-1 で「1 はい」と答えた方にお尋ねします。】

問14-2 あなたは、10歳代又は20歳代に、あなたの恋人や元恋人などの交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。

次の①～③のそれぞれについて、右欄の1～4の中からあてはまる番号を1つずつお選びください。

行 為	選択項目	10 歳 代にあ った	20 歳 代にあ った	10・20 歳代と もあつ た	いずれ にもな かった
①	なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3	4
②	人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3	4
③	いやがっているのに性的な行為を強要された	1	2	3	4

【問 13 又は問 14-2 で1つでも行為を受けたことがあった方にお尋ねします。それ以外の方は、問 16 へお進みください。】

問15-1 あなたはそのことを、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。
次の1～13の中からいくつでもお選びください。

- 1 家族や親戚に相談した
- 2 友人、知人に相談した
- 3 学校関係者（教員，養護教員，スクールカウンセラーなど）に相談した
- 4 医療関係者（医師，看護師，助産師など）に相談した
- 5 民間の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会，カウンセラー・カウンセリング機関，民間シェルターなど）に相談した
- 6 配偶者暴力相談支援センター（県女性相談センター，県男女共同参画センターなど）に相談した
- 7 警察に連絡・相談した
- 8 法務局や人権擁護委員に相談した
- 9 住んでいる市町村の相談窓口（住民相談，婦人相談員や女性相談など）に相談した
- 10 他の市町村の女性相談窓口（婦人相談員や女性相談など）に相談した
- 11 上記（6～10）以外の公的な機関に相談した（相談機関：_____）
- 12 その他（具体的に：_____）
- 13 どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）

【問 15-1 で「13 どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」を選んだ方にお尋ねします。それ以外の方は、問 16 へお進みください。】

問15-2 あなたが、どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）のは、なぜですか。
次の1～15の中から当てはまるものをいくつでもお選びください。

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談したことがわかると，仕返しを受けたり，もっとひどい暴力を受けたりすると思ったから
- 5 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから
- 6 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 7 自分さえがまんすれば，なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 世間体が悪いから
- 9 他人を巻き込みたくなかったから
- 10 他人に知られると，これまでどおりの付き合い（仕事や学校，地域などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 11 そのことについて思い出したくなかったから
- 12 自分にも悪いところがあると思ったから
- 13 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 14 相談するほどのことではないと思ったから
- 15 その他（具体的に：_____）

【全員にお尋ねします。】

問16 あなたは、男女間における暴力を防止するためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか。

次の1～13の中からいくつでもお選びください。

- 1 家庭で保護者が子どもに対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う
- 2 学校で児童・生徒・学生に対し、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う
- 3 職場などで、性別に由来する人権問題に関わる啓発を行う
- 4 地域で、暴力を防止するための研修会、イベントなどを行う
- 5 メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
- 6 暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う
- 7 加害者への罰則を強化する
- 8 暴力を助長するおそれのある情報（雑誌、パソコンソフトなど）を取り締まる
- 9 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- 10 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者に対し、研修や啓発を行う
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 特に必要なことはない
- 13 わからない

問17 テレビ、新聞、雑誌、インターネット等のメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのように考えますか。

次の1～9の中からいくつでもお選びください。

- 1 女性の性的側面を強調するなど、行き過ぎた表現が目につく
- 2 性に関する社会規範が損なわれている
- 3 女性に対する暴力を助長させる
- 4 過激な表現等、青少年の目に触れやすく配慮が足りない
- 5 男女のイメージを固定化することを助長するような表現をしている
- 6 児童に対する性犯罪を助長させる
- 7 その他（具体的に： _____）
- 8 特に問題はない
- 9 わからない

Ⅶ 男女共同参画センターについて

問18 県では、男女共同参画を推進するための総合的活動拠点施設として、かごしま県民交流センター内に「県男女共同参画センター」を設置していますが、あなたは、同センターの事業を利用したことがありますか。

次の①～③のそれぞれについて、右欄の1～3から1つずつお選びください。

項 目	選択項目	利用したことがある	利用したことはないが知っている	知らない
① 意識啓発・人材育成事業(セミナーや講座、イベント、展示等)		1	2	3
② 相談事業（電話相談・面接相談等）		1	2	3
③ 情報提供事業（センターだより、図書等）		1	2	3

問19 あなたは今後、「県男女共同参画センター」に男女共同参画の拠点施設としてどのような役割を期待しますか。
次の1～12の中から3つ以内でお選びください。

- 1 男女共同参画に関する講演会，フォーラム等の開催
- 2 男女共同参画に関する多様な学習機会の提供
- 3 男女共同参画を各地域で推進する人材の育成
- 4 企業や学校等を対象とした男女共同参画を推進するためのセミナーの開催
- 5 女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための講座の開催
- 6 男性向けの講座の実施
- 7 相談事業の実施
- 8 男女共同参画社会づくりに取り組むNPO等民間団体の活動支援・交流の場づくり
- 9 男女共同参画に関する図書や資料等の提供
- 10 男女共同参画を推進するための広報啓発誌等の作成と配布
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 わからない

Ⅷ 県の男女共同参画施策について

問20 あなたは、男女共同参画に関連の深い用語について知っていますか。
次の①～⑩のそれぞれについて、右欄の1～3から1つずつお選びください。

用 語	選択項目	よく知って いる	聞いたこと がある	知らない
① 男女共同参画社会基本法		1	2	3
② 男女共同参画基本計画（第3次）		1	2	3
③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）		1	2	3
④ 女子差別撤廃条約		1	2	3
⑤ 男女雇用機会均等法		1	2	3
⑥ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）		1	2	3
⑦ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）		1	2	3
⑧ ジェンダー		1	2	3
⑨ 鹿児島県男女共同参画基本計画		1	2	3
⑩ 鹿児島県男女共同参画推進条例		1	2	3

問21 あなたは、「男女共同参画社会」を形成していくために、県は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。
次の1～19の中から3つ以内でお選びください。

- 1 県の施策に係る計画等の見直しを行う
- 2 子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる
- 3 生涯学習の場における男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる
- 4 学校や家庭で、男女の人権に関わる啓発を進める
- 5 広報誌やパンフレットなどで、男女の平等や相互の理解・協力についてPRする
- 6 女性に対する暴力(セクハラやDVなど)の防止や被害者支援に取り組む
- 7 政策方針決定の場への女性の参画を進める
- 8 職場における男女の均等な取り扱いについて周知徹底を行う
- 9 職場における労働時間短縮や育児・介護休業制度の普及促進など、仕事と家庭が両立できる就労環境づくりを進める
- 10 保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実させる
- 11 女性の就業支援のため、就業情報の提供や職業訓練を充実させる
- 12 地域、企業等における男女共同参画の推進役となる人材を育成する
- 13 NPO等民間団体の連携を支援する
- 14 男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、学習・研修などを行う施設を充実させる
- 15 市町村との連携の推進
- 16 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動について、表彰などを行う
- 17 その他(具体的に：)
- 18 特にない
- 19 わからない

問22 男女共同参画社会の実現に向けて、ご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

～ ご協力ありがとうございました ～

担当課：鹿児島県県民生活局男女共同参画室
TEL：099-286-2634

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れて、6月20日(月)までに投函してください。